

医療法人等に係る所得金額の計算書

記載の手引き

1 この計算書の用途等	1 ページ
2 「医療法人等に係る所得金額の計算書」（様式 6 の 3 上段部分）の記載方法	2 ページ
3 「計算の基礎とする収入金額の計算」（様式 6 の 3 下段部分）の記載方法	3 ページ
4 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点（取扱一覧表）	4 ページ
5 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分	7 ページ
6 その他留意事項	9 ページ

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、秋田県に主たる病院・診療所等を有する①医療法第 39 条に規定する医療法人、②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会、③公益法人等で医療保健業を行うもの、④人格のない社団等で医療保健業を行うもの（以下、①から④を「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を秋田県に提出する場合に、添付してください。

(2) 次に掲げる法人は、この計算書の添付は不要です。

- 主たる病院・診療所等が秋田県以外の都道府県にある医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第 6 号様式別表 5）」の備考欄に「特例適用法人」と記載し、法人税の社会保険診療報酬に係る損金算入の明細書（法人税法施行規則別表 10(6)）の写しを提出してください。

申告書提出前にチェックをお願いします。

◎次の書類が添付されているか確認をお願いします。

- (1) 所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第 6 号様式別表 5）
- (2) 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（地方税法施行規則第 6 号様式別表 9 ※欠損金の繰越額がある場合に添付）
- (3) 医療法人等に係る所得金額の計算書（様式 6 の 3）
 - ・ 「その他の事業の所得金額(3)」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。
 - ・ 「土地の譲渡等に係る所得金額(4)」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。
- (4) 所得金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表 4）の写し
- (5) 決算書（貸借対照表、損益計算書）
 - ・ 「雑収入」がある場合には、当該収入金額の内訳書を添付してください。
- (6) その他課税標準となる所得の計算等に必要書類

◎法人事業税の税率に誤りがないか確認をお願いします。

医療法人は、特別法人の税率を適用します。（医療法人とは、1 ページ 1 (1) ①の医療法人及び、②の農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）に該当する法人です。）

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書」（上段部分）の記載方法

欄			記載のしかた
「総所得金額(1)」欄			「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」（以下「第6号様式別表5」といいます。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「医療保健業の所得金額(2)」欄			次の「その他の事業の所得金額(3)」欄及び「土地の譲渡等に係る所得金額(4)」欄に記載すべき金額がある場合は、「総所得金額(1)」欄から(3)欄及び(4)欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。
「その他の事業の所得金額(3)」欄			医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合は、次の点に留意して記載してください。 ア 区分計算の方法 総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額又は欠損金額は(2)欄及び(3)欄に記載してください。 イ 共通損益金按分 区分困難な共通損益金は、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準（売上総利益の額、専属経費の額等）によって按分します。 この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書（任意様式）を添付してください。 (注) その他の事業が軽微な場合 その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算」の「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。
「土地の譲渡等に係る所得金額(4)」欄			総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）の譲渡益及び有価証券の売却益又は評価益等がある場合は、次により算定した金額を記載してください。 土地の譲渡等に係る所得金額(4) = 譲渡収入 - （取得費及び譲渡費用*） * 取得費とは譲渡等時における帳簿価額をいい、譲渡費用とは仲介手数料等をいいます。 なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地の譲渡等に係る所得金額とします。 また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）がある場合は、当該損金算入後（圧縮後）の金額をもって土地の譲渡等に係る所得金額とします。 この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書（任意様式）を添付してください。
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	(5)欄	(ア)欄（社会保険分の医療収入金額）の金額を移記してください。
		(6)欄	(エ)欄（医療保健業の総収入金額）の金額を移記してください。
	社会保険分の所得金額	(7)欄	次式により算定してください。(1)欄又は(2)欄がマイナスの場合も算定してください。 $(7) \text{欄} = (1) \text{欄又は}(2) \text{欄の金額} \times \frac{(5) \text{欄の金額}}{(6) \text{欄の金額}}$ (2)欄に記載された金額がある場合は、(2)欄の金額を按分してください。 なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 また、算定した(7)欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。
課税所得金額の計算			(8)欄 上記「(1)-(7)」の金額を記載してください。マイナスの場合も記載してください。
			(9)欄 繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。）。 繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。 また、繰越欠損金等の控除限度額は、(8)欄の金額に法人税で適用となる割合を乗じて計算した金額になります。
			(10)欄 上記「(8)-(9)」の金額を記載してください。算定した(10)欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。マイナスの場合は欠損金額となります。

3 「計算の基礎とする収入金額の計算」（下段部分）の記載方法

「社会保険分の医療収入金額」の各欄	地方税法第72条の2第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を各法律ごとに記載してください。 ア 保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。 イ 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。） ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって、市町村等が支払った金額 なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）はその他の収入金額となります。 「社会保険分の医療収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書きしても差し支えありません。
「その他の収入金額」の各欄	当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。 ア 利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。 イ すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、下表を参照してください。 なお、印刷されている項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。
「その他の事業の収入金額」欄	その他の事業の所得金額ではなく、その他の事業の売上又は収入金額を記載してください。
その他留意事項	法人税別表四で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。 なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。

その他の収入に含まない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 ② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 （例1）租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） （例2）償却資産の売却益（ただし、取得価額*を超えた部分は、その他の収入に含めます。） *取得価額とは、帳簿価額+減価償却累計額です。 ③ 従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入 （例1）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （例2）従業員のために設けた保育施設の利用料金
消費税 （地方消費税を含む。）	税込経理の場合など計上した収入金額に消費税が含まれている場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります。）。
益金に計上した消費税の額	還付された消費税額はその他の収入に含みません。 （注）税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。
その他	「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、4～6ページの取扱一覧表を参照してください。 補助金等・・・・・・（注4）（注5）を参照してください。 保険金・・・・・・（注6）を参照してください。

4 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点（取扱一覧表）

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A)又は(B)欄の○印の項目を計上してください。

(C)欄に該当するものは、計上不要です。なお、(D)欄は、別計算を行います。

収 入 科 目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別 計 算 (D)
社 会 保 険 分 の 医 療 収 入	○			
介 護 保 険 収 入	○ (注1)	○ (注2)		
生 活 保 護 法 に 規 定 す る 介 護 扶 助 に 係 る 収 入	○ (注1)	○ (注2)		
窓 口 現 金 収 入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家 族 療 養 費	○ (注3)			
公 費 負 担 分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保 険 等 査 定 増 減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労 働 者 災 害 補 償 保 険 法 の 医 療 収 入		○		
自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 の 医 療 収 入		○		
公 害 診 療 収 入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自 費 診 療 収 入		○		
入 院 料 、 ペ ッ ト 代 差 額 収 入		○		
健 康 診 断 ・ 受 託 医 療 収 入		○		
医 療 相 談 収 入		○		
事 務 取 扱 手 数 料		○		
付 添 人 食 事 代 収 入		○		
健 康 診 断 等 証 明 収 入		○		
生 産 品 等 販 売 収 入		○		
受 託 技 工 、 検 査 料 等 収 入		○		
嘱 託 収 入		○		
受 取 利 息 配 当 金		○		
電 話 、 電 気 、 ガ ス 、 テ レ ビ 、 寝 具 等 使 用 料 収 入		○		
不 用 品 売 却 収 入		○		
従 業 員 給 食 収 益			○	
院 内 保 育 の 保 育 料 収 入			○ (従業員使用分)	
社 宅 ・ 寮 収 入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企 業 年 金 払 戻 金			○	

収 入 科 目	社会保険分の医療収入 (A)	その他の収入に含む (B)	その他の収入に含まない (C)	別 計 算 (D)
債 務 免 除 益			○	
仕 入 値 引			○	
現 金 過 不 足			○	
自 動 販 売 機 収 入		○		
ハ プ ラ シ ・ お む つ 等 販 売 収 入		○		
印 紙 等 販 売 収 入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販 売 手 数 料		○		
各 種 補 助 金 ・ 委 託 料		○ (注4)	○ (注5)	
予 防 接 種 補 助 金 ・ 委 託 料		○		
救 急 医 療 協 力 金		○		
救 急 診 療 委 託 料		○		
休 日 準 夜 診 療 委 託 料		○		
各 種 (旅 行 ・ 忘 年 会) 協 賛 金		○		
各 種 祝 金 ・ 協 力 金 等		○		
保 険 解 約 ・ 満 期 返 戻 金		○ (運用益部分)	○	
保 険 等 の 配 当 金		○		
生 命 保 険 金 ・ 損 害 保 険 金		○	○ (注6) (支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないもの)	
有 価 証 券 売 却 益		○		○ (事業と認められるもの)
償 却 資 産 売 却 益		○ (取得価格を超える部分)	○	
看 護 学 院 収 入		○ (区分経理のできないもの)		○
施 設 等 利 用 料		○		
土 地 譲 渡 益 等				○
贈 与 ・ 寄 付 金 ・ 受 贈 益 等		○ (軽微なもの)		○
そ の 他 の 事 業 に 係 る 所 得		○ (軽微なもの)		○
各 種 引 当 金 及 び 準 備 金 の 繰 戻 額			○	
租 税 の 還 付 金			○	
還 付 加 算 金		○		

- (注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されています。
- 【①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護予防訪問看護⑦介護予防訪問リハビリテーション⑧介護予防居宅療養管理指導⑨介護予防通所リハビリテーション⑩介護予防短期入所療養介護⑪介護保健施設サービス⑫介護医療院サービス⑬指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。
- (注2) その他の収入に含むもの
- 【訪問介護、主治医意見書作成料】等、(注1)に掲げるサービス以外の収入。(注1)・(注2)の区分については、7～8ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照ください。
- (注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。
- (注4) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。
- (注5) ア 法人税の所得の算定上損金算入が認められる補助金等（法人税法第42条～第44条の規定（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等）により圧縮した金額に相当する収入金額）が該当します。
- イ 特定の経費又は損失を補填する目的で助成されたもの（例えば、国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関（国又は地方団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限ります。）から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金及び臨床研修費補助金等）が該当します。
- 対応する経費又は損失が特定できず、明確でないものは該当しませんので、「その他の収入金額」に含めます。
- (注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

5 介護保険法の規定（注1）に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類		「介護給付費等支払決定 額内訳書」の印字	計上区分	
				社会保険分 の医療収入	その他の収入
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問 通所	訪問介護 （ホームヘルプ）	訪問介護		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○	
		通所介護 （デイサービス）	通所介護		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション （デイケア）	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○ （注2）	○ （注2）
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○
	（ショートステイ） 短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護老人保健施設）	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○ （注2）	○ （注2）
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○ （注2）	○ （注2）
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	短期入所医療院 予防短期医療院	○ （注2）	○ （注2）
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○	
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス （特別養護老人ホーム）		介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス （老健施設）		介護保健施設	○ （注2）	○ （注2）
	指定介護療養施設サービス （療養病床等）		介護医療施設	○ （注2）	○ （注2）
	介護医療院サービス		介護医療院	○ （注2）	○ （注2）
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護 他		種々		○

- (注 1) 指定居宅サービスのうち介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、指定施設サービス等のうち介護療養施設サービスについては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。（同法附則第 130 条の 2 第 1 項）
- (注 2) 平成 17 年 10 月より全額自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は、「その他の収入」です。
また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費も「その他の収入」です。

6 その他留意事項

(1) 欠損金

「課税標準となる所得金額(10)」欄の金額がマイナスである場合は、法人事業税における欠損金額となります。

法人税法第57条による欠損金額が発生した場合には、按分計算の結果、法人税と法人事業税とではその金額(繰越額)に違いが生じます。繰越額については、第6号様式別表9を添付してください。

(2) 売店の売上等

按分計算の趣旨は、収入金額の比により所得を算定することにあります。利益ではなく、売上総収入金額を計上してください。

(3) 添付書類のお願い

ア 損益計算書の計上金額と本計算書に移記された金額とが一致しない場合は、確認できるものを添付してください。

イ 記載方法の各欄で添付をお願いした書類

(ア) 「その他の事業の所得金額(3)」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書(任意様式)

(イ) 「土地の譲渡等に係る所得金額(4)」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書(任意様式)

(4) その他

本県では経費配分方式(医療原価などの経費を社会保険診療分の経費と自由診療等分の経費に配分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法)による計算は採用しておりません。

ただし、主たる事務所が本県以外の都道府県にある医療法人等は、主たる事務所がある都道府県における計算方法で所得金額を算定してください。